

(15) 年一回昇給ノ件

但シ金額ノ制定ヲ為サズ

(16) 徴収検査及簡易長吁ノ場合ハ当日ニ限り日給金額
支給ノ件

(17) 出勤ナキ限り公休日一日給金額支給ノ件

但シ優待給分早引ハ一ヶ月ヲ通ジテ三拜間迄ヲ限
認スル件

(18) 解雇辞職者共ニ日給ノ二週日ヲ支給 (以上)
解雇者及辞職者

解雇者

細谷吉之助
宝利信治

辞職者

會社より辞職後票者

日	比	岡	荒	金	真	谷
比	野	崎	谷		野	
嘉		志	禰	仁	キ	美
一	清	男	雄	植	コ	代

右及申(通)報候也